令和2年4月1日 株式会社証券保管振替機構

### 1. 改正趣旨

決済照合システム手数料について、株式会社日本証券クリアリング機構に係る基本料金の引き下げを行うこととし、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正することとする。

### 2. 改正概要

決済照合システム手数料について、次のとおり改正を行う。

区分	徴収対象者	徴収料率		
		現行	改正後	
基本料金	株式会社日本証券クリア リング機構	月 額 <u>258 万円</u> に、株式会社日本証券クリアリン グ機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方 法書」において規則第3条第1号に定める業務を 行わないことを認められた者1社につき25万円を 加算した額	グ機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第3条第1号に定める業務を	

### (3) 施行日

令和2年5月1日から施行する。

1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則(平成15年2月1日通知)

(下線部分変更)

# 別表 (決済照合システム手数料表)

1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則(以下「規則」という。)第17条第3項の規定に基づいて機構が定める同条第2項に掲げる手数料の料率は料率A又は料率Bのとおりとする。利用者は料率A又は料率Bのいずれかの料率を選択し、選択した料率によって計算された各手数料合計額(基本料金、約定照合手数料、決済照合手数料、統合Web端末利用料金の合計額)に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

#### 料率 A

区分	徵収対象者	徵収料率		
基本料金	(1)(略) (2)株式会社日本証券ク リアリング機構	(略) 月 額 193万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第3条第1号に定める業務を行わないことを認められた者1社につき25万円を加算した額		
	(3) (略)	(略)		
(				

#### 料率 B

(略)

2. ~11. (略)

## 別表 (決済照合システム手数料表)

旧

1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則(以下「規則」という。)第17条第3項の規定に基づいて機構が定める同条第2項に掲げる手数料の料率は料率A又は料率Bのとおりとする。利用者は料率A又は料率Bのいずれかの料率を選択し、選択した料率によって計算された各手数料合計額(基本料金、約定照合手数料、決済照合手数料、統合Web端末利用料金の合計額)に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

#### 料率 A

区分	徵収対象者	徵収料率		
基本料金	(1) (略) (2) 株式会社日本証券ク リアリング機構	(略) 月 額 258万円に、株式会社日本証券クリアリン グ機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法 書」において規則第3条第1号に定める業務を行わ ないことを認められた者1社につき25万円を加算 した額		
	(3) (略)	(略)		
(略)				

料率 B

(略)

2. ~11. (略)

# 2. 附 則

この改正規定は、令和2年5月1日から施行する。

以 上